

## 株式会社武蔵野銀行

公表日：2022年4月11日

むさしのサステナビリティ・フレームワーク・  
ローンESG 評価本部  
担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、武蔵野銀行が策定した融資フレームワーク「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」が「サステナビリティ・リンク・ローン原則」<sup>1</sup>及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」<sup>2</sup>（以下、GL・SLL ガイドライン）<sup>2</sup>に対して整合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

## ■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」推進に係る武蔵野銀行のサステナビリティ方針
3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
  - (1)KPI の選定
  - (2)SPTs の設定
  - (3)ローンの特性
  - (4)レポートニング
  - (5)検証
4. まとめ

<sup>1</sup> ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

<sup>2</sup> 環境省が策定

## 1. オピニオンの位置づけ

武蔵野銀行は埼玉県を主力営業基盤とする地方銀行。近隣の競合行の県内進出の動きがある中でも貸出金や預金等のシェアで県内上位を維持し、金融インフラとして地域社会で果たす役割は大きい。

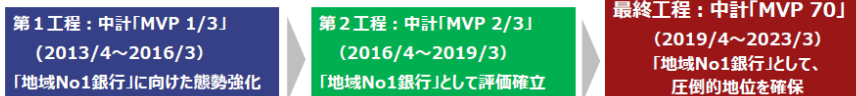
埼玉県は人口、県内総生産（名目）、製造品出荷額等、年間商品販売額で全国上位に位置し、経済基盤が大きい。秩父山系をはじめとする豊富な自然やそこから広がる武蔵野台地の下、野菜を強みとした近郊農業も盛んである。一方、内陸県で夏は日中かなりの高温になりやすく雷の発生等も多い。近年は異常高温による農作物への著しい被害の発生や集中豪雨の増加等、温暖化の影響と考えられる現象が顕著に現れている。埼玉県は自治体の中では早い時期から温暖化の影響に適切に対応する「適応策」に取り組んでおり、2020年3月には「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、県の「地域気候変動適応計画」に位置付けた。同計画では2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標を定め、その達成に向けて事業者にも温室効果ガス削減に向けた取り組みを促している。

武蔵野銀行は経営理念として、創業以来「地域共存」「顧客尊重」を掲げ、埼玉県を基盤とする地域金融機関として地域経済・社会への貢献を果たし続けるとしている。この経営理念の下、長期ビジョンとして2013年4月から2023年3月までの10年間の長期経営計画「MVP (Musashino Value-making Plan)」を策定し、現在は2019年4月から始まった中期経営計画「MVP70」に取り組んでいる。中期経営計画での具体的な戦略にはSDGsへの対応も掲げており、「地球温暖化対策計画制度」やSDGsの取り組みを実施・公表する企業を登録する「埼玉県SDGsパートナー」で埼玉県とも連携している。

### 長期ビジョン「MVP (Musashino Value-making Plan)」

<b>期 間</b>	2013年4月～2023年3月（10年間）
<b>長期ビジョン</b>	「地域共存」「顧客尊重」という不変の経営理念のもと、2013年に策定した10年間の長期経営計画 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>埼玉に新たな価値を創造する「地域No.1銀行」</b>  <b>バリューメイキング・バンク (Value-making Bank)</b>  <b>～埼玉の成長に貢献し、お客さまと地域への責任を果たす～</b> </div>
<b>基本方針</b>	「成長」と「創造」の2つの事業領域で地域No.1の領域を築き、埼玉の成長を導く

#### 【長期ビジョンの実現に向けた道筋】



[出所：武蔵野銀行 決算説明資料]

本フレームワークは埼玉県に根差した地域金融機関として、環境に焦点を当て金融の面から県内企業の事業活動を支える目的で策定されている。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&Iは本フレームワークがSLLPやGL・SLLガイドラインに対する整合性<sup>3</sup>について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

<sup>3</sup>フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

## 2. 「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」推進に係る武蔵野銀行のサステナビリティ方針

武蔵野銀行は経営理念の下で取り組んできた地域経済の発展、地域社会の活性化や地方創生、自然環境の創出・保全等が SDGs と合致するものと捉え、2018 年から SDGs 私募債「みらいのちから」の取り扱いを始めたほか、行内の役職員に対しても研修を通じて SDGs に対する理解の向上を努めてきた。こうした取り組みのさらなる深化を図り一層の地域への貢献を目指すために、2019 年 3 月に「武蔵野銀行 SDGs 宣言」を制定し、持続可能な社会づくりに注力している。SDGs 宣言に基づき設定した武蔵野銀行グループが目指すべき姿の一つに、気候変動への対応と生物多様性の維持向上を挙げており、中期経営計画の具体的戦略にも組み込まれている。

SDGs 宣言に続き、2021 年 9 月には「サステナビリティ推進委員会」の設置及び TCFD 提言への賛同によりサステナビリティ経営推進に向けた体制を整備し、同 12 月には「サステナビリティ基本方針」、「環境方針」、「投融资方針」、「人権方針」を制定した。4 つの方針の制定により、気候変動や人権といったグローバルな課題や国内外の金融経済における脱炭素の動きに対応するとともに、より実効性のあるサステナビリティ経営の実践を目指している。武蔵野銀行は環境方針の 1 つに「本業である金融仲介機能の発揮を通じた環境保全」として、地域社会と連携して ESG 金融や SDGs の達成に資する金融商品・サービスの開発・提供などを通じて環境保全に取り組み、TCFD 提言への対応としてサステナブルファイナンスを進めていくことを挙げている。

### 《各方針について》

名 称	要 旨
サステナビリティ基本方針	当行の経営理念「地域共存」「顧客尊重」に基づき、地域活性化を実現し、中長期的な視点で経済価値と社会価値の両立を目指します。
環境方針	気候変動や脱炭素、生物多様性といった諸課題について、地球規模の視点を踏まえつつ、地元埼玉の地域特性も考慮し、事業活動を通じた取組みを全役職員で行います。
投融资方針	環境、社会、経済の持続可能性に対し、ネガティブな影響を及ぼす産業・企業セクターへの投融资を回避します。
人権方針	あらゆる事業活動や商品・サービス提供において、関わる全てのステークホルダーの人権や多様性を尊重します。

[出所：武蔵野銀行ニュースリリースより抜粋]

本フレームワークで選定する KPI は顧客の環境問題、特に脱炭素への取り組みとリンクした内容である。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、武蔵野銀行のサステナビリティ基本方針や環境方針に合致している。また SLLP や GL・SLL ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

### 3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は武蔵野銀行の融資フレームワーク「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を充足しているかを確認した。GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、充足の程度を確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体的として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

#### (1) KPI の選定

##### ① 選定される KPI

KPI は借入人だけでなく武蔵野銀行も客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。具体的には「エネルギー効率」「温室効果ガスの排出量」のいずれかとし、借入人の業種・業態及び武蔵野銀行が取得する資料内容を勘案し選定する。なお、取得資料は借入人が融資期間にわたり継続的に提出できるもので、公共性及び信憑性が高いと武蔵野銀行が判断できるものとしている。

##### ② KPI の重要性

フレームワークで KPI の対象とする「エネルギー効率」「温室効果ガスの排出量」は、借入人の包括的な社会的責任に係る戦略及び持続可能性な目標として重要な指標で、戦略の展開及び目標の達成において意義の高い指標として位置付けている。「エネルギー効率」や「温室効果ガスの排出量」を是正していくことは地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。武蔵野銀行のサステナビリティ方針にも沿った内容であり、フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

KPI は借入人、営業店及び本部のソリューション営業部法人営業グループ（以下、法人営業グループ）が借入人の事業特性等を考慮しながら協議し選定する。クレジット評価を行う融資部は KPI の選定に関与しない。選定した KPI については本部のソリューション営業部企画情報グループ（以下、企画情報グループ）が重要性等を判断する。法人営業グループが営業店をサポートする役割を担う営業推進の立場にあるのに対し、企画情報グループは営業に関する業務には関与せず、SLLP や GL・SLL ガイドラインに照らし、融資案件のサステナビリティ性を客観的に審査・判断する位置付けにある。

KPI の重要性等の判断は第三者によるものではないが、企画情報グループは営業推進やクレジット判断とは異なる立ち位置であることや、KPI が「エネルギー効率」及び「温室効果ガスの排出量」に限定されていることを踏まえると、KPI は SLLP や GL・SLL ガイドラインが KPI に求める趣旨に沿った形で選定されると考えられる。

## (2) SPTs の設定

### ① SPTs の概要

SPTs は KPI に対応する野心的かつ有意義であり必要がある目標と位置付けている。定量的に測定可能な目標を「挑戦目標 (SPTs)」として融資期間にわたって原則毎年設定する。SPTs の設定にあたって、借入人に対しては、中核的かつ重要な事業領域においてサステナブルな取り組みを行ううえでの数値目標を設定することを求めている。

なお、設備資金のように融資期間が超長期となる融資契約への対応として、SPTs の設定は最長 2030 年度までとし、2031 年度以降は SPTs を再設定する設計になっている。

### ② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点のいずれか 1 つから判断する。判断にあたって最も優先する観点は A) で、次いで B) → C) としている。

A) 国際基準に基づく目標設定値

B) 同業種の業界目標値

C) 借入人自身のトラックレコード (最低過去 3 年)

SPTs と国や業界団体から求められている数値を比較する際は、数値目標の達成に向け企業努力による取り組みが可能と客観的に判断できるかという視点で野心性や有意義性を判断する。国や業界団体が掲げていないものを SPTs とする場合は、客観的に判断できる材料を基に合理的に判断できることを条件としている。

SLLP では A) ~ C) の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしており、基本的に A) ~ C) の 1 つの要素のみで野心性が判断される本フレームワークの設計は、SLLP が求める要件を完全には満たさない。ただ、GL・SLL ガイドラインが SLL に期待される基本的事項として挙げる「事前に設定する SPTs ベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」に配慮し野心性を判断するとしており、A) ~ C) の視点も SLLP が挙げる野心性判断の観点と合致する。以上を踏まえると、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

### ③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

### ④ SPTs の妥当性

SPTs は KPI の選定と合わせて設定される。営業店は行内協議で融資部からクレジット審査に関する事前承諾を得たうえで、法人営業グループとともに借入人を訪問し KPI の選択と年度毎の SPTs が記載された「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン挑戦目標 (SPTs) 選択希望書」及び SPTs の設定に関する資料の提出を受ける。法人営業グループは提出資料をもとに借入人の属性及び本フレームワークの利用意思、SLLP や GL・SLL ガイドラインの要件確認等からなる「サステナビリティ・リンク・ローン取扱いチェックシート」を作成し、企画情報グループに提出する。KPI の重要性等と同様、SPT の妥当性も企画情報グループが判断し、融資部は関与しない。企画情報グループの承諾内容は、武蔵野銀行の 100%子会社で検証作業を行うぶぎん地域経済研究所と共有され、同研究所から検証作業可能の了解を得たうえで、企画情報グループがサステナビリティ性の最終評価を確定させる。

KPIの重要性と同様、SPTsの妥当性に関しても営業推進とは異なる立場にある企画情報グループが判断する設計で、子会社ながら別法人のぶぎん地域経済研究所も検証業務の対応可否という観点から案件内容を確認するプロセスを組み入れている。妥当性の判断で使用するチェックシートでは、野心性の判断のプロセス以外は主にSLLPがKPIの選定やSPTsの設定で求める要件を満たすことを求めている。ぶぎん地域経済研究所は武蔵野銀行の子会社であり、第三者性は限定的ではあるものの、以上を踏まえるとSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったSPTが設定される体制が整っていると考える。

### (3) ローンの特性

借入人のSPTs達成への動機付けとして、SPTsの達成状況を毎年確認し、達成時には金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTsに達しなかった場合は引き下げ幅と同じ水準だけ金利を引き上げる。インセンティブに関する内容(SPTs達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類(特約書)に明記される。

R&IはSPTs達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で十分な水準であり、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件を充たすことを確認している。

### (4) レポートニング

借入人は融資期間にわたって、年一回以上、SPTsに関する実績を武蔵野銀行及びぶぎん地域経済研究所に報告する。借入人のウェブサイト等におけるレポートニング内容の公表はしない。

SLLPにおいて借入人は少なくとも年一回貸付人がSPTsの達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLLガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポートニングの際にはエビデンスやデータ等、武蔵野銀行やぶぎん地域経済研究所がSPTsの達成状況を確認できる材料を提出することを求めており、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要件をクリアしている。一方、レポートニング内容は非開示であり、GL・SLLガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスをSLLとして表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」は満たしていない。ただ、本フレームワークによるローンについて、SLLPやGL・SLLガイドラインに適合した外部評価を取得したSLLではないことを武蔵野銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLLガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

### (5) 検証

ぶぎん地域経済研究所は借入人から受領したレポートニングをもとに、エビデンスやデータ等を使用して検証を行い、その結果をまとめた意見書を武蔵野銀行の企画情報グループに提出する。同グループは検証結果を確認し、金利変更の有無を営業店に連絡する。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs達成に関する定量的な確認は武蔵野銀行が求める水準でなされるものと考えられる。ぶぎん地域経済研究所が検証を行うことで、検証結果について一定の客観性を持たせる内容になっている。一方、検証結果の情報開示に関しては、レポートニング同様に公表しないことから、SLLPが求める検証結果の公表に関する要求を充たしていないが、レポートニングと同様の整理ができる。

## 4. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「むさしのサステナビリティ・フレームワーク・ローン」は、武蔵野銀行が持続可能な地域社会の実現に向け、取引先の中堅・中小企業のサステナビリティ活動をファイナンスの面から推進・支援するものとして、規模や業種を問わず利用しやすい内容で設計されている。KPIの「エネルギー効率」及び「温室効果ガスの排出量」は借入人だけでなく、環境・社会の持続可能性に関わる項目として広く一般に取り組む課題であり、武蔵野銀行のサステナビリティ基本方針や環境方針等にも沿っている。

本フレームワークについて、R&IはSLLの5つの構成要素に対しSLLPやGL・SLLガイドラインが求める事項をどの程度充足するか確認した。SPTsの野心性判断のプロセスやレポート及び検証結果の情報公開の部分で、SLLPやGL・SLLガイドラインが求める要求水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPIの選定、SPTsの設定及び野心性判断の観点、インセンティブ設計、レポート及び検証内容に関する武蔵野銀行への報告、検証業務におけるぶぎん地域経済研究所の関与という点を踏まえると、全体として、本フレームワークはSLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&Iは本フレームワークがSLLPやGL・SLLガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

### 【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。